

(別添 2)



ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局  
検疫所業務課  
(内線 2470, 2464)

# 令和3年度 輸入食品監視統計

令和4年8月  
厚生労働省医薬・生活衛生局

## 令和3年度輸入食品監視統計

令和3(2021)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

### 1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和3年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,455,182件であり、輸入重量は31,627,360トンであった。

検査は届出件数の8.3%にあたる204,240件について実施されている。内訳は、行政検査65,166件(2.7%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査164,241件(6.7%/うち、検査命令66,018件)、外国公的検査機関検査3,172件(0.1%)である。

このうち809件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

### 2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の681,258件(27.7%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の302,161件(12.3%)、横浜281,920件(11.5%)、成田空港244,241件(9.9%)、川崎149,961件(6.1%)、名古屋148,675件(6.1%)、神戸107,149件(4.4%)、福岡104,220件(4.2%)の順であった。

### 3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数809件\*を条文別にみると、第13条違反の504件(62.5%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで第6条違反の211件(24.6%)、第12条違反48件(6.4%)、第18条違反42件(5.8%)、第10条違反5件(0.6%)の順であった。

※ 809件中1件は第12条及び第13条違反

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

### 4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具264,814件(10.8%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具262,869件(10.7%)、アルコールを含む飲料218,375件(8.9%)、生鮮肉類(内臓を含む)198,323件(8.1%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)175,472件(7.1%)、割ぼう具136,003件(5.5%)であった。

また、違反状況をみると、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)の 62 件(7.7%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで魚類加工品が 61 件(7.5%)、水産動物類加工品(魚類、貝類を除く)が 57 件(7.0%)、穀類 54 件(6.7%)、豆類 54 件(6.7%)の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図3のとおり。

#### 5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(表 5,図 4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中華人民共和国の 892,538 件(36.4%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ合衆国 206,721 件(8.4%)、フランス 205,373 件(8.4%)、タイ 162,021 件(6.6%)、イタリア 110,670 件(4.5%)、大韓民国 103,316 件(4.2%)の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の 194 件(24.0%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでベトナムの 90 件(11.1%)、アメリカ合衆国 76 件(9.4%)、タイ 48 件(5.9%)、大韓民国 48 件(5.9%)、イタリア 35 件(4.3%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。